

小矢部市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小矢部市立図書館（以下「図書館」という。）における雑誌スポンサー制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、図書館に配架する雑誌を広告媒体として活用することにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料を充実し、利用サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、図書館が利用者の閲覧に供するために収集する雑誌の購入費をスポンサーが負担し、当該雑誌のカバー等にスポンサーの広告を表示する制度をいう。

2 この要綱において「スポンサー」とは、雑誌スポンサー制度を利用し、広告を掲載する民間事業者等をいう。

(スポンサーの対象者)

第4条 スポンサーの対象者は、次の各号に掲げる業種又は事業者のいずれにも該当しない企業若しくは個人の事業者、公共的団体又はこれらに類する者とし、個人は対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業を営む業種若しくは事業者及びこれらに類するもの
- (2) 消費者金融、債権取立、示談交渉等に係る業種又は事業者
- (3) 飲酒、喫煙、賭博その他青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない事項に係る業種又は事業者
- (4) 法律に定めのない医療類似行為を行う事業者
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく営業等を行う事業者
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中の事業者
- (7) 行政機関からの指導等を受け、当該指導等に係る改善を実施していない事業者
- (8) 本市の市税等を滞納している事業者
- (9) 本市の指名停止措置を受けている期間中の事業者
- (10) 小矢部市暴力団排除条例(平成24年小矢部市条例第1号)に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する事業者
- (11) 前各号に掲げるもののほか、広告の掲載の対象とすることが適当でないと小矢部市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認める業種又は

事業者

(広告の内容)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性を損なうおそれがなく、図書館内に表示する広告としてふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

2 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告表示の対象としない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権を侵害するおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に類するもの
- (6) 個人又は法人の名刺広告に類するもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 広告内容を市又は教育委員会が推奨していると誤解を招くもの
- (9) 誇大、虚偽その他事実を誤認させるおそれのあるもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告の表示の対象とすることが適当でないとして教育委員会が認めるもの

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、教育委員会が掲載を決定した月の翌月からその年度の3月31日までとする。ただし、掲載の決定が1月から3月までの間になると見込まれるときは、スポンサーとの協議により、その年の4月1日から翌年の3月31日までとすることができる。

2 広告の掲載期間満了の2月前までに、教育委員会又はスポンサーのいずれかの中止の意思表示がない場合は、自動的に更新するものとし、その後もまた同様とする。

3 スポンサーからの意思表示による年度途中の雑誌の提供の中止は認めないものとする。

(広告の表示方法等)

第7条 広告の表示方法、表示位置、規格等は、小矢部市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める。

(スポンサー制度の申込)

第8条 スポンサー制度を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、教育委員会が指定する雑誌のうちから提供しようとする雑誌を選定し、小矢部市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出するものとする。

- (1) 掲載しようとする広告の図案及び原稿
- (2) 申込者の概要が分かる書類

2 教育委員会が指定していない雑誌の提供を申込者が希望する場合においては、教育委員会が図書館資料として適当と認めたものに限り、提供できるもの

とする。

- 3 その他スポンサー制度の申込に関し必要な事項は、教育長が別に定める。
(申込者及び広告内容の審査)

第9条 教育委員会は、次条に規定する審査会において申込者及び広告内容の審査を行い、その採択又は不採択を決定するものとする。

- 2 教育委員会は、必要に応じて申込者に対し広告内容の修正等を依頼することができるものとし、申込者は、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

(審査会)

第10条 前条第1項の審査を行うため、図書館に雑誌スポンサー等審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、委員5名以内で組織し、教育委員会生涯学習文化課長の指名する図書館職員で構成する。
- 3 審査会に委員長を置き、小矢部市民図書館長（以下「館長」という。）をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を行う。

(会議)

第11条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が召集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、委員の招集が困難である場合は、書面により審議を行うことができる。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(審査結果の通知等)

第12条 教育委員会は、第8条第1項による申込があったときは、第9条第1項の規定により審査を行い、当該審査の結果について、小矢部市立図書館雑誌スポンサー制度採択（不採択）決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知するものとする。

- 2 前項の通知により採択の決定を受けた申込者は、スポンサーとして速やかに教育委員会と覚書（様式第3号）を締結するものとする。

(雑誌の提供)

第13条 スポンサーは、第6条に規定する広告の掲載期間において、図書館に雑誌を提供するものとする。

- 2 掲載期間満了の2月前までにスポンサーからの意思表示がない場合は、当該掲載期間の翌年度においても雑誌を提供する意思があるものとみなし、その後もまた同様とする。

3 提供された雑誌の配架場所は、館長が定めるものとする。

4 スポンサーは、提供する雑誌の刊行の廃止その他の理由により図書館に雑誌を提供することができなくなるおそれがあるときは、あらかじめ教育委員会と協議するものとする。

(スポンサーの責務)

第14条 スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(広告の掲載内容の変更)

第15条 スポンサーは、広告の掲載内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の2月前までに、広告掲載内容変更届(様式第4号)により教育委員会に届け出て、変更の決定を受けるものとする。

2 第8条及び第12条の規定は、前項の規定による広告の掲載内容の変更の手続について準用する。

(雑誌の提供中止の届出)

第16条 スポンサーは、当該年度の3月31日をもって雑誌の提供を中止しようとするときは、2月前までに雑誌提供中止届(様式第5号)により教育委員会に届け出るものとする。

(スポンサーの取り消し)

第17条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、小矢部市立図書館雑誌スポンサー制度取消決定通知書(様式第6号)によりスポンサーを取り消し、広告の掲載を中止することができる。

(1) 前条の規定によりスポンサーが雑誌の提供の中止を届け出た場合で、これを承認したとき。

(2) 広告の掲載期間中において、当該スポンサーが第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会がスポンサーとして適当でないと認めたとき。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。